平成２６年（フ）第３２１号
奈良市法蓮町321番地の３
債務者　藤岡るり子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３５９号
広島県東広島市西条町寺家6392番地１　ハイツまきだやＡ101号
債務者　辛崎　明美
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２０号
広島市東区中山西１丁目７番11―５号
債務者　静間　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０号
山口県下関市長府東侍町５番14号
債務者　岡田　千鶴
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
山口県下関市竹崎町３丁目５番25号　抱撲館下関217号、前住所長崎市赤迫１丁目４番21号
債務者　西牟田　卓
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
福岡県直方市大字感田2644番地６
債務者　小林　武美
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第４１号
福岡県直方市大字感田2644番地６
債務者　小林美登子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第６１号
福岡県田川郡福智町金田1007番地１　県営金田住宅10402号
債務者　橋口　香奈
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第７７号
佐賀県唐津市魚屋町2016番地　有馬アパート１―６号
債務者　峯　　昭子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第７８号
佐賀県唐津市厳木町本山456番地２　本山市営住宅47号
債務者　山口美奈子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第５６２号
熊本市北区山室２丁目５番10号、前住所熊本市北区鶴羽田３丁目９番23号
債務者　宮田　敏郎
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５６３号
熊本市北区山室２丁目５番10号、前住所熊本市北区鶴羽田３丁目９番23号
債務者　宮田　貴子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９１号
大分市大字猪野1499番地の８
債務者　小間　崇史
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１４号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目26番12―22号市住1222号
債務者　徳永　重行
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
鹿児島県鹿児島市甲突町22番８号　田畑ビル303号
債務者　神田千恵子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４６０号
千葉県松戸市松戸新田316番地の14　コーポ緑風205号
債務者　貝瀬　庄司
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４６７号
千葉県松戸市松飛台94番地の１　近江ハイツ１号
債務者　木村　敬之
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部